

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

五 千 円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額によるものとす。平成二十年十月二十八日平成二十年十月二十八日発行対象国債ごと額面金額百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \times \left(\frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}$$

十二 利率
十三 経過利率
十四 払込み

(別表のとおり) 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出された金額を第二

十号に規定する期日に払い込むものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率前各発行対象国債の償還日及び発行利率 / $100 \times$ 各発行対象国債の償還日及び発行利率 / 365 (日と同日になる場合は、日と同日と同等。)

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の

十九 払場所 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
 二十 払込期日 平成二十年十月二十八日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第二十年七回)	一・九%	平成三年三月二十六日	百億円
利付国庫債券 (第二十年九回)	二・一%	平成三年三月二十六日	二百三十四億円
利付国庫債券 (第二十年六回)	二・四%	平成三年三月二十六日	三十五億円
利付国庫債券 (第二十年三回)	二・一%	平成三年三月二十七日	三百三十六億円
利付国庫債券 (第二十年四回)	二・〇%	平成三年三月二十七日	四十億円
利付国庫債券 (第二十年五回)	二・一%	平成三年三月二十八日	二百六十億円
利付国庫債券 (第三十年)	一・一%	平成三年四月二十五日	百億円
利付国庫債券 (第三十年)	二・〇%	平成三年四月二十五日	三十億円
利付国庫債券 (第三十年五回)	二・三%	平成三年四月二十八日	六十億円